

教第88号議案

「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部改正の申入れに対して回答する件

地方自治法第180条の2の規定に基づき、平成31年2月27日付神行職組第315号で神戸市長から当委員会宛協議のあった申入れに対し、別紙のとおり回答する。

平成31年3月1日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部改正について（回答）

地方自治法第180条の2の規定に基づき、平成31年2月27日付神行職組第315号で当委員会宛協議のあった申入れに対しては、原案のとおり同意する。

平成31年3月1日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神行職組第315号

平成31年2月27日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳 様

神戸市長 久 元 喜



「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部改正について（申入れ）

みだしの協議について、下記のとおり一部改正を申し入れます。

記

1. 改正案

- ① 平成31年第1回定例会市会に上程した「神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」が議決されたう
えは、「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、
又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについて
の協議」（昭和42年3月14日企企第524号神戸市長申入れ昭和42年4月1
日教委庶第1号神戸市教育委員会同意）の一部を次のように改正する。

第1項を次のように改める。

（委任）

- 1 地方自治法第180条の2の規定に基づき、神戸市長の権限に属する教育関係事務のうち、五色塚公園及び処女塚公園の管理に関する事務（都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条及び神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条に規定する事務を除く。）を教育委員会に委任する。

- ② 平成31年第1回定例会市会に上程した「神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例」が議決されたうへは、「市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議」の一部を次のように改正する。

第2項第4号中「住宅都市局」を「建築住宅局」に改める。

2. 改正理由

1. ①について

職制を改正するに当たり、教育委員会への委任を解除するため。

1. ②について

神戸市事務分掌条例の改正により、「住宅都市局」が「建築住宅局」に改称されるため。

3. 実施期日

平成31年4月1日

(参 考)

市長の権限に属する教育関係事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させることについての協議 ぬきがき

(____ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(委任)

(委任)

1 地方自治法第180条の2の規定に基づき、神戸市長の権限に属する教育関係事務のうち、次に掲げるものを教育委員会に委任する。

1 地方自治法第180条の2の規定に基づき、神戸市長の権限に属する教育関係事務のうち、五色塚公園及び処女塚公園の管理に関する事務（都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条及び神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条に規定する事務を除く。）を教育委員会に委任する。

(1) 王子公園及び王子南公園内の運動施設に関すること。ただし、少年野球コーナーを除く。

(2) 五色塚公園及び処女塚公園の管理に関すること。ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条及び神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条に規定する事務を除く。

(補助執行)

2 地方自治法第180条の2の規定に基づき、神戸市長の権限に属する教育関係事務のうち、次に掲げるものを教育次長その他の教育委員会の職員に補助執行させる。

(1)～(3) 略

(4) 教育委員会の所掌事務に係る予算を調製し、これを執行すること。ただし、行財政局及び住宅都市局において処理する事務を除く。

(5)～(8) 略

建築住宅局

地方自治法 抜粋

第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。